

【記載例1】
様式2

運 転 時 間 確 認 書

契約地区名		建設機械等チャーター単価契約（久慈地区）					バックホウ 0.45m ³ （山積）			
年 月 日	(2) 主な作業種	(3) 林道名	運 転 時 間				運転時間 記録者(印)	運転時間 確認者(印)	重機輸送 自 走	備 考
			運転開始 時 刻	運転終止 時 刻	うち 運転時間	累計運転 時 間				
R8.4.1	崩土取除	A 林道	9:05	17:20	6:35	6:35	⊙	⊙	〇〇～A	20 km 0.5 回
2	〃	A, B 林道	8:00	17:05	6:30	13:05	⊙	⊙	A～B	10 km 0.5 回
3	碎石敷均し	C 林道	8:00	16:50	7:50	20:55	⊙	⊙	B～C	20 km 0.5 回
4	〃	〃	8:05	17:05	7:50	28:45	⊙	⊙		
5	〃	〃	8:00	13:55	4:55	33:40	⊙	⊙	C～D	20 km 0.5 回
6	崩土取除	D 林道	8:30	16:25	6:55	40:35	⊙	⊙		
7	碎石敷均し	〃	8:00	17:00	7:25	48:00	⊙	⊙		
8	〃	〃	8:30	17:00	6:25	54:25	⊙	⊙	D～〇〇	20 km 0.5 回
9	崩土取除	E 林道	10:20	16:50	6:30	60:55	⊙	⊙	〇～D～〇〇	30 km 1 回
10	路面整正	F 林道	8:00	15:30	6:10	67:05 (67:00)	⊙	⊙	〇～F～〇〇	40 km 1 回

※重機輸送は重機を積載して往復した場合1回、片道の場合は0.5回とする。
重機輸送及び自走する場合の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所等を含む）とする。

【記載例2】
様式2

運 転 時 間 確 認 書

契約地区名		建設機械等チャーター単価契約（久慈地区）					ダンプトラック 4.0 t			
年 月 日	(2) 主な作業種	(3) 林道名	運 転 時 間				運転時間	運転時間	重機輸送 自 走	備 考
			運転開始 時 刻	運転終止 時 刻	うち 運転時間	累計運転 時 間	記録者(印)	確認者(印)		
R8. 4. 1	崩土運搬	A 林道	9 : 05	17 : 20	6 : 35	6 : 35	⊙	⊙		
2	"	A, B 林道	8 : 00	17 : 05	6 : 30	13 : 05	⊙	⊙		
3	"	C 林道	8 : 00	16 : 50	7 : 50	20 : 55	⊙	⊙		
4	砕石運搬	"	8 : 05	17 : 05	7 : 50	28 : 45	⊙	⊙		
5	"	"	8 : 00	13 : 55	4 : 55	33 : 40	⊙	⊙		
6	"	D 林道	8 : 30	16 : 25	6 : 55	40 : 35	⊙	⊙		
7	"	"	8 : 00	17 : 00	7 : 25	48 : 00	⊙	⊙		
8	"	"	8 : 30	17 : 00	6 : 25	54 : 25	⊙	⊙		
9	"	E 林道	10 : 20	16 : 50	6 : 30	60 : 55	⊙	⊙		
10	計					64 : 49 (64 : 45)				

※重機輸送は重機を積載して往復した場合1回、片道の場合は0.5回とする。
重機輸送及び自走する場合の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所等を含む）とする。

【記載例3】
様式2

運 転 時 間 確 認 書

契約地区名		建設機械等チャーター単価契約（久慈地区）					トラック(クレーン装置付) 4.0t積・吊り能力2.9t				
年 月 日	(2) 主な作業種	(3) 林道名	運 転 時 間				運転時間	運転時間	重機輸送 自 走	備 考	
			運転開始 時 刻	運転終止 時 刻	うち 運転時間	累計運転 時 間	記録者(印)	確認者(印)			
R8.4.1	崩土運搬	A林道	9:05	17:20	6:35	6:35	印	印			
2	"	A, B林道	8:00	17:05	6:30	13:05	印	印			
3	"	C林道	8:00	16:50	7:50	20:55	印	印			
4	碎石運搬	"	8:05	17:05	7:50	28:45	印	印			
5	"	"	8:00	13:55	4:55	33:40	印	印			
6	"	D林道	8:30	16:25	6:55	40:35	印	印			
7	"	"	8:00	17:00	7:25	48:00	印	印			
8	"	"	8:30	17:00	6:25	54:25	印	印			
9	"	E林道	10:20	16:50	6:30	60:55	印	印			
10	計					64:49 (64:45)					

※重機輸送は重機を積載して往復した場合1回、片道の場合は0.5回とする。
重機輸送及び自走する場合の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所等を含む）とする。